

～～認定こども園（幼稚園部分）について～～

認定こども園（幼稚園部分）へ入所（入園）できる基準

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、保育所や認定こども園、新制度に移った幼稚園などを利用される場合は、「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。市は、保護者から申請を受け、教育・保育給付認定の内容を記載した「支給認定証（教育・保育給付認定通知書）」を発行します。「支給認定証」とは保育の必要性の有無や必要量等の認定内容を記載したものです。

認定こども園（幼稚園部分）への入所は、3歳のお誕生日の翌月1日から可能です。ただし保育等による入所はできません。認定こども園（幼稚園部分）への入所ができる児童には、「1号」が認定されます。教育時間の終了後は延長保育（預かり保育）が可能です（別途追加料金）。

※延長時間や料金については各施設にお問い合わせください。

認定こども園（幼稚園部分）の利用期間について

認定こども園（幼稚園部分）の利用期間は、4月から年度末まで（例、令和6年4月～令和7年3月）です。（年度途中で入所できる基準に該当しなくなった場合を除く）

年度途中で利用申込みをされる場合は、利用を希望される月の1日付で入所扱いになりますので、前月の15日までに手続きをして下さい。前月の15日までに手続きが完了しない場合は翌々月の入所になります。

翌年度も継続して利用を希望される場合は、毎年11月頃から入所受けを行います。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用申込みについて

提出書類等は「共通：教育・保育給付認定申請兼利用申込兼児童台帳」と「共通：子どものための教育・保育給付の支給に係る個人番号台帳（初年度のみ）」ですが、認定こども園は保護者と園で契約を結ぶ必要がありますので、書類は施設に提出し、「教育・保育給付認定申請兼利用申込兼児童台帳」の裏面の※施設記載欄に記入をしてもらってください。

申込用紙については市役所、市内各認定こども園にて準備しております。

退所（退園）について

転出やその他の事由により退所（退園）される場合は、必ず施設に連絡し、事前に退所届を提出して下さい。